

年金



時間延長などで 相談が一層便利に

社会保険事務所では、月曜から金曜までの午前八時三十分から午後五時まで、年金についての相談を行っています。三月までの毎週月曜（一月三十一日と二月二十八日を除く。休日の場合は翌日）は、この相談時間を午後七時まで延長して開設。また、土日曜も次のとおり相談を受け付けます。ぜひ、ご利用ください。

休日の相談日時：1月22日・2月19日・20日・3月12日・13日、午前9時30分～午後4時

…問い合わせは前橋社会保険

配偶者からの暴力に 法改正で対策を強化

配偶者暴力防止法が改正され、対策が強化されました。保護命令の対象を子どもや離婚した元配偶者までに拡大。また、退去命令の期間は2カ月に延長されました。主な改正内容は「配偶者からの暴力」の定義の拡大。保護命令制度の拡充。被害者の自立支援の明確化などです。

なお、この法改正や配偶者からの暴力被害者支援情報が、内閣府のホームページでご覧になれます。アドレスは<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>です。

…問い合わせは生活課 890-6520へ。

税



国保税も対象です 社会保険料の控除

昨年中に支払った国民健康保険（国保）税は、確定申告・市民税申告に社会保険料控除として申告することができます。

国保税は世帯主に課税されますが、実際にその費用を負担した人（生計を一にする配偶者、その他の親族など）の所得から控除することが認められています。昨年中に納付が済んでいる税額を納税通知書などで確認し、確定申告などで社会保険料控除の手続きをしてください。なお、納付が済んでいない場合は、控除の対象になりません。注意し

事務所 231 1705へ。

ましよう。

なお、納付済み額の照会にはフリーダイヤル保護のため、電話ではお答えできない場合があります。ご了承ください。

…問い合わせは国保年金課 890 6250へ。

確定申告など 勢多会館で相談

前橋税務署と税理士会前橋支部で、所得税の還付申告、確定申告、贈与税の相談を行います。

なお、申告期間中の二月二十日・二十七日の日曜も、確定申告の相談と申告書の受け付けを行います。平日に都合がつかない人は、ぜひご利用ください。

日時：還付申告・贈与税申告の相談 2月3日～15日 確定申告の相談・受け付け 2月16日～3月15日、いずれも午前9時～午後4時（正午～午後1時と土日曜・祝日を除く）
会場：勢多会館（南町四丁目）
…問い合わせは前橋税務署 224 4422へ。

税の納付は 便利な口座振替で

市県民税や固定資産税、国民健康保険税などの納税には、口座振替をご利用ください。窓口まで出向く必要がなく便利です。金融機関や郵便局で手続きを。対象税目：市県民税（普通徴収

冬の赤城で遊ぼう 雪像作りなど

冬の赤城大沼ではさまざまなイベントが開催されます。家族で一緒に参加してください。

雪像作り大会
期間：2月5日～11日



親子で楽しめる催しが多彩に

ふじみ 情報

会場：赤城大沼 内容：雪像作り、花火打ち上げと豚汁サービス（11日のみ）など 申し込み：観光協会（産業課内）へ

ワカサギ釣り大会

日時：2月11日 午前9時～11時 会場：赤城大沼 参加費：千円 申し込み：当日午前8時に参加費を添えて会場へ直接

…問い合わせは観光協会 288 2211へ。



口座などの変更は新口座のある金融機関や郵便局に申し込みをしてください。旧口座については何も手続きをする必要はありません。

…問い合わせは収納課 890 6226へ。

1月の納税

市県民税第四期、国民健康保険第七期：1月31日 まで